コープデリでんきベーシックメニュー 重要事項説明書 新旧対照表

改定後	現行	備考				
1. 電気使用の申し込み、電気需給契約の成立	1. 電気使用の申し込み、電気需給契約の成立 及び契約期間	○1.電気使用の申し込				
(5)電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当生協が	(5)電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当生協	み、電気需給契約の成立				
承諾したときに成立いたします。	が承諾したときに成立いたします。	及び契約期間需給契約				
(6)当生協は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支	(6)契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日	及び契約期間の「及び契				
払状況 (既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を	以降、満1年となる日までといたします。	約期間」の記載を削除				
含みます。) その他によって、申し込みの全部または一部をお断	(7)契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場					
りすることがあります。	合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継	○(6)、(7)を削除し、				
	続されるものといたします。	(8)を(6)に変更				
	(8) 当生協は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の					
	支払状況(既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状					
	況を含みます。) その他によって、申し込みの全部または一部を					
	お断りすることがあります。					
6. お客さまの申し出による電気需給契約の変更または解約	6. お客さまの申し出による電気需給契約の変更または解約	○6.(1)(1) お客さ				
(1) お客さまのお申し出による契約の変更及び解約について	(1) お客さまのお申し出による契約の変更及び 転宅等による	まのお申し出による契				
は、当生協ホームページまたは当生協問い合わせ先へのお電話に	解約については、当生協ホームページまたは当生協問い合わせ	約の変更及び転宅等に				
より、お手続きをしていただきます。解約を希望される場合は、	先へのお電話により、お手続きをしていただきます。 転宅等に	よる解約については、当				
解約を希望される日の3営業日前までに当生協へお申し出いた	よる 解約を希望される場合は、解約を希望される日の4営業日	生協ホームページまた				
だく必要があります。	前までに当生協へお申し出いただく必要があります。	は当生協問い合わせ先				
		へのお電話により、お手				
		続きをしていただきま				
		す。転宅等による解約を				
		希望される場合は、解約				
		を希望される日の4営業				

【連絡先】

区分	事業者名	住所	お問い合わせ先	受付時間
電気小売事業者	株式会社 CDエナジーダイレクト 小売電気事業者登録番号 A0490	東京都中央区 日本橋室町 4-5-1	0120-811-792	平日9:00~19:00 土日祝·1/2·1/3 9:00~17:00

【連絡先】

区分	事業者名	住所	お問い合わせ先	受付時間
電気小売事業者	株式会社 CDエナジーダイレクト 小売電気事業者登録番号 A0490	東京都中央区 日本橋室町 4-5-1	0570-037-874	平日9:00~19:00 土日祝·1/2·1/3 9:00~17:00

日前までに当生協へお申し出いただく必要がありますの「転宅等による}を削除。解約を希望される日の3営業日前までにを4営業日前に変更。

○株式会社 CD エナジー ダイレクトの問い合わ せ先を「0570-037-874」へ変更。